徳地町報

発行所　徳地町役場
発行者　徳地町
編集者　河村積
印刷所　今滝印刷所

山火事
御用心

新しい出発のための議会

予算二億一千450万円

助役に粟屋且己氏選任

第三回臨時町議会が三月二十九日第四回臨時町議会が、四月八日いずれも中央公民館で開かれた、第三回臨時町議会は昭和三十六年度一般会計予算二億一千四百五十万円の議決および報酬、給与条例の一部改正など議決確定され、第四回の臨時議会においては徳地町助役に、八坂地区選出議員として清六年活躍された粟屋且己氏が選任せられた

主な議事内容はつぎのとおり

☆旧条例を改正し、新しく農業委員会の求めによって出頭した関係人に対し、車馬賃の実費を支払うことが規定せられた。

☆現在まで議会議員の報酬は年額報酬であつたものを、月額報酬に改められ、その結果議長が月額四千円。副議長が月額三千五百円。議員　四千円に部落駐在員の年報酬を均等割八百円、戸数割八十円にそれぞれ改められ、四月一日から実施せられるわけである。

☆徳地町職員の給与条例の改正においては昨年八月八日の人事院勧告に基ずく号給表の改正であり、すでに県内各市町村のほとんどが改訂しているので、本町においてもいよいよ踏み切ることになつたものである。しかし他町村は、ほとんど昨年十月にさかのぼり適用しているけれども、当町においては、特別こうした措置はとらず、四月一日以降実施の見込みである。

☆昭和三十五年度一般会計の追加更正予算において三二九万五千円の増額で、変更予算額は二億二千四十二万五千円となつたが、これは主に土木耕地等の関係で、やむを得ないものの追加更正を行つたものである。

☆昭和三十六年度においては庁舎建築串中建築等の重要案件もあり一時借入金を五千万円まで行なうことができるよう承認が求められ同意が得られたこと

☆町長、助役、収入役、固定資産評価員等のいわゆる特別職の給与の最高額を改正せられた。これにより町長四万五千円以内助役四万円以内、収入役三万五千円以内、固定資産評価員二万三千円以内と定められた。

☆昭和三十六年度一般会計予算は、総額二億一千四百五十万円の均衡通年予算となつている。（別項予算のあらまし参照）

☆同じく特別会計、国民健康保険予算は事業勘定、二千五十万円直診勘定、五百九十三万円となつている　ついで

☆徳地町助役の選任につき議会の同意を求めることについて。長嶺町長より確固たる信念と決意を被歴したあいさつと共に徳地町大字船路七〇七番地

粟屋且己氏

を徳地町助役として選任したい旨の議案提出があり、満場一致をもつて粟屋氏の助役選任が承認せられた。

就任に際して

町長　嶺政男

春色天地をおおい、百花はろぶ好季節となりました。

町民各位いよいよご清祥の事とお察し申しあげます。

さて先般執行の町長選挙に当りまして、不肖私こと、恃まれ方の絶大なるご信託を得まして町政の重責を担当することになりました

顧みますと、故伊藤町長のもとに五年有半、助役として勤務しその間種々ご支授を賜だき、引続きまた色々お世話になりますので何卒よろしくお願いいたします。

さて向後四年間、町政を担当するに当り、特に次の事項について努力を傾けたい奉念でございます

各位、ご承知のとおり、本町は農林業を主体としております関係上、常に近代的感覚をもつて、町百年の構想を樹立、強力にこれが推進をはかりたいと存じます。

次に教育の機会均等を主眼とし年次計画のもとに、内容の充実と強化拡充を図りたいと思います。

第三に、町民生活の安定、向上を図り、町民福祉の増進を期したい覚悟であります。

その他行政各部門に就いても町財政能力との均衡調整を計りつつ農林の町、徳地町としての一大発展を意図していろ次第であります

また、町政諸般の運営に当りましては、常に町民皆さま方の心を心として、よくその意のあるところを摂取いたしまして、民主政治の原則に照し、能う限りの努力を払い、よつて皆様方に、きつとご満足のいただけるような、いわゆる「ガラス張り」の町政を行う決意でございます。

二万町民の皆さま、何卒私の意のあるところをご諒察いただきまして、一層のご支授ご協力をお願いいたします。

最後に皆さま方のご多幸とご発展を祈念しまして、就任のごあいさつといたします。

就任ごあいさつ

助役　粟屋且己

私こと、徳地町役場足掛十年間、町議会議員として、皆様方の一方ならぬお世話になりましたがお蔭をもちまして、幸に大過なく今日にいたりました。

これも一重に町民皆さま方の並々ならぬご支援、ご鞭撻の賜と深く感謝いたしております。

今回図らずも、町民皆さんの切なるご要望を心よりお受けいたしまして、町議会議員の任期をなかばではありますが、徳地町助役として引続き皆さま方のお世話になることになりました。

もとより私は、地方自治体の実務には、経験はありませんが、過去十年間の社会経験の中には、農業協同組合、農業委員会、等々は、委員諸氏の経験を生かしまして、町民皆さま方のご協力と支援を願いたいと存じます。

長嶺町長の最もよい友人であり町民皆さま方のこよなき公僕であることを、絶対の信条といたしまして就任いたした次第でございます。

就任いたしました上からは町長はじめ、役場職員各位と共に組合の精神をもちまして

親切
誠実

の三つをモットーといたしまして誠心誠意、奉仕いたします覚悟でございます。

もとより微学菲才の身をもちまして、よく各位のご期待に副いうるかどうか、省みていささか疑問もある次第ではございますが、一旦お受けしましたからには、粉骨砕身、倒れて後やむの精神をもちまして、努力精進するつもりでございますので、この上とも、町民各位の一層のご協力とご鞭撻をお願い申しあげます

町長の紙上をお借りして、就任のごあいさつを申しあげます

36年度予算のあらまし

予算の編成方針

一　予算編成の原則をつらぬき一応通年予算としたこと。

二　健全財政の建前を堅持し、収入支出の均衡を保つよう苦心したこと。

三　予算は緊縮でなく、施政の重点をつらぬくよう努力したこと。

以上三つの原則のもとに編成した予算の総額は

二億一千四百五十万円

でした。この予算のあらましを、次に説明いたしましょう。

本文とグラフを参照して、十分ごらんください。

まず歳入予算については

町税　町民税は昨年十一月の減税により一一〇万円余り減少したが、反面、固定資産税において土地の評価額が上つたので、一五〇万円の増収となつている。

地方交付税　昨年十月の国勢調査で人口は激減していろけれども国の諸施策を考えあわせ、一応四千七百五十万円の計上は、そう過大見積りではないとみられる。

財産収入　町有林経営計画を尊重し立木完却代の予定を一応、六百万円に止めたこと。

雑収入　官行造林の分収金二千万円、県行造林分収金六百万円を見込み計上したが、これは庁舎および串中建築の特別財源として予定されたもの。

町債　造林五四〇万円、庁舎関係千四百万円、災害復旧九百四十万円を見込み計上したものです。

復出面についてみると

議会費、役場費　議員報酬、特別職、職員給与の一部改訂、庁舎建築が本年単年事業となるなどの関係で

農会費　二五七万余円

登場費　六四五三万余円計上されており、消費的経費は極力節減し、投資的経費の確保に重点をおいて編成されております。

土木費　昨年八月の災害復旧に全力を注ぎ、公共土木災害復旧に全二千七百万円計上されており、道路、橋梁の改良に四百万円計上されています。

教育費　串中特別教室の建築費六百五十余万円を計上、また大巾に生徒の増加する学校の設備費を増額し、PTA会費などの税外負担の軽減にも配意してあります。

産業経済費　産業経済費の総額は四三九八万余円で、その主なものは　農業費二三二万余円、林業費四九〇万円、耕地事業費二千七百六十三万余円、開拓営土地改良費一〇五万円、新農村建設費五百七万円、小団地開発整備事業費に百三万円となつており、いずれも農林業の改良、助長育成を重点として編成されています。

財産費　植林および撫育等五百町歩を計画、七六〇万円を計上しております。以上新予算のあらましを申しのべました。

昭和36年度歳入歳出予算

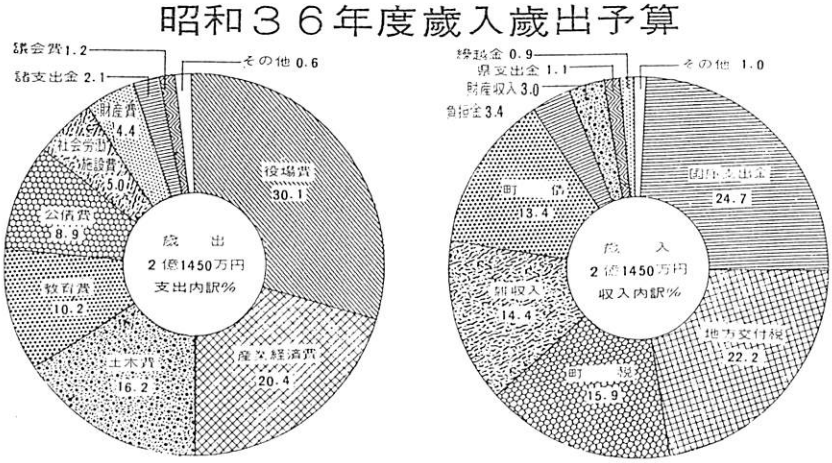

国保予算のあらまし

歳入（事業勘定）

歳入で一番大きなウェートを占めているのは、国庫補助金の一千万円余、保険税の八八〇万円および繰入金一六〇万円が主軸となつています。

歳出（事業勘定）

歳出の主なものは、保険給付費で、約千八百万円（才出の87%）を占めており、特に新年度からは入院等の場合の給食費の給付もされるので、保険税の二倍に相当する金額が、保険給付として還元せられるわけです。

予算説明に、国保税の完納をお願いするのは、失礼でもあり、妙な話ですが、こうした事情をよくお汲みとりの上、保険税の完納については、いつそうの御協力をお願いいたします。

直診勘定

歳入　直診勘定では、一部負担金二九四万円、診療報酬一八七万円などを主な財源としていますがもともと独立採算を建前とする直診の大きいなやみは、毎年一般会計よりの繰入金を受けなければどうしても赤字経営になることです。この原因はいろいろありますが理想と現実はなかなか思うようにはいかないのです。

歳出　職員費四一二万円、医療費一七〇万円余となつています。いずれにしても、今後なお検討すべき幾多の問題があるといえます

国民健康保険歳入歳出予算のあらまし

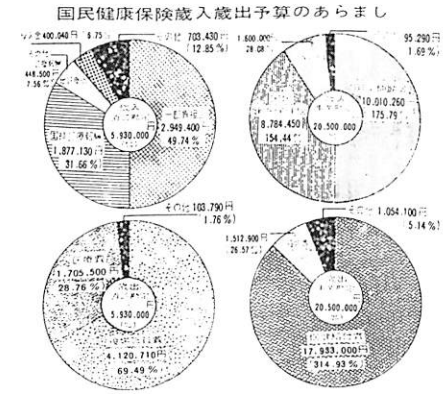

農業基本法のはなし

No. 1

待望久しかった農業基本法が今国会で論議されています。農業憲法ともいうべきこの法律は、今後の農業の進むべき道を方向ずけ、すべての施策がそれに従つて行われるようにするものですからまさに基本法というにふさわしい画期的な法律でしょう。

ここ数年来、農業が「曲り角」にきていることがしきりといわれ農業は新しい道を求めて探索しているという状態にあるとき、その方向ずけをし、新しいみちを示す基本法は、まさに農家の方の要望にぴったりというものでしょう。

農業の曲り角とは

そこで内容の解説に入る前にこの法律を作る契機となつた農業の曲り角ということについて、少し説明しましょう。

簡単にいいますと

農業及び農業をとりまく諸条件が変化しつつある……ということで、現象的には、農業と他産業との生産性及び生活水準の不均衡が拡大しているということにあらわれています。

もともと農業は、その生産、流通等の態様から他産業に比べて不利な条件にあり、そのため農業の生産性は低く、農業従事者の所得生活水準も低くなるという傾向にありますが、他産業の目ざましい発展により、その格差がますます拡大しつつあります。

他産業との不均衡の拡大が、曲り角の現象面なら、それをもたらした農業及び農業をとりまく条件の変化が曲り角の要因です。

それはいろいろありますが

1 農産物の消費構造の変化

2 他産業への労働力の移動

ですが、さらに貿易の自由化に示される世界的な貿易の動向もあげるべきでしょう。

農産物の消費構造の変化とは

所得の上昇に伴い需要が高度化し、でん粉質食糧の需要は停滞ないしは減少し、畜産物、果実、高級野菜等の需要が、増大するということです。

これは先進諸国の食糧消費構造をみても、当然のすう勢ですがわが国の場合、主穀中心の伝統的な日本農業に重大な影響を与えるもので、他方畜産物等の需要の増大には十分に対処することができないので、生産の大巾な切替えが要請されるのです。

他産業への労働力移動とは

近時他産業の目ざましい発展によつて、労働力の需要が増大し農業人口が減少しつつあるということです。

農業人口が減るということは一見さみしいようですが、他産業の発展によつて、そちらへ労働力が移動するということは、先進国の例を見るまでもなく、経済発展の正常な姿であり、過剰人口になやむ日本農業にとつて、零細土地保有と零細経営という基本問題を解決する望ましい契機なのです。

以上のような農業及び農業を取りまく条件の変化は、日本経済の成長発展に伴つてあらわれてきたもので、従来の農業のあり方に深刻な影響を与えていますが、同時にそれは、今後の農業の新しい発展のための契機となるのです。

消費構造の変化は、畜産物等の成長財の方に生産性を向けることにより、生産拡大の方向を示し労働力移動は、零細経営を解決する明るい展望を与えます。

もちろんこの契機を自然のまま放置しておいたのではだめです。

そこで、この契機を生かし現実化する必要があり、その基本が農業基本法です。（農林広報より）

× × ×

赤ちゃんコンクール

昭和35年度後期の健康優良児第2次審査が4月6日中央公民館で行われつぎの赤ちゃんが選ばれました　（敬称略）

大字塩見字塩生　杉井清治
大字堀字須路下　藤本保之
大字島地字中村　丸山兼司
大字船路字下庄　伊藤佐喜雄
大字藤木字立石　井上真理子
未熟児りつぱに育てた努力賞
大字中字上串　赤重千賀子

以上の外つぎの赤ちゃん方がそれぞれ優良赤ちゃんとして表彰されました（カッコ内は地名）

有近文恵(上佐)原田道生(堀)
薬屋実己(堀)田中芳明(深谷)
須田興治(上村)高原浩(上村)
浅川聡(山畑)佐古久志(山畑)
津守信代(船路)村田重美(引谷)阿部貴美子(遠戸)谷口悟(河内)原田真理子(安養地)

ご健康をお喜び申しあげご発展を祈ります。

各地区100％突破
産米の集荷おわる

昭和35年産米の集荷に当つては皆さま方のご協力により各地区とも100％突破の好成績で、終了しました。

※が、食糧庁長官賞を受賞しまた同時に、出雲農業協同組合は産米品質改善コンクールで、同長官賞を受けました。

今年も、よりいつそうお互いにがんばりたいものですネ

を申しあげます。さる4月1日は、徳地町米穀推進協議会※

和和36年産米の集荷実績表

種別 / 地区別	出荷農家 戸数	梗玄米もち	酒米 雄町	山田錦	旭	錦	酒米 たかね	酒米 計	合計	量算対比予定による率
出雲	612	7693	143	2.272	1,131	132	48	3.583	11.419	104
島地	438	8726	65	928	304		37	1.269	10.420	105
串	232	3376	44	181	31		187	399	3.818	103
八坂	517	5646	104	2.282	463	5	500	3.250	9.000	103
柚野	196	2549	40		220		39	259	2.848	109
計	1905	27.989	396	5.663	2.149	137	811	8.760	37.145	105

減税案も農家は素通り
農家に重い固定資産税

政府のかかげた一千億円減税は大きく後退し、とくに農家が一番期待していた専従者控除は、所得税と事業税についてしか認められず、住民税、所得割には適用されません。

ですから所得税を納める農家を除いては、減税どころか、固定資産の評価額の引上げなどで、逆に増税となりそうです。

全国的の農家の税負担は、国税五四％、地方税二四％、公課諸負担二二％という比率であつたのが最近は、国税八％、地方税五四％公課諸負担三八％となつています

国税で減税になつたとしてもこれを適用される農家は、全農家の七％四十万戸にすぎないといわれています。

農家の税金で一番重いのが、固定資産税で、農家一戸当りの税金の約半分は、固定資産税といわれております。

固定資産というのは、土地、建物、機械器具などの償却資産のことですが、免税点が低く、土地は二万円、建物は三万円しかないので、固定資産税のかからない農家はまずないといつてよいでしょう

各農家の固定資産税が、いくらになるかをきめるのは、市町村ですが、これは毎年でなく、三年に一回きめるわけです。

固定資産税の税率は、標準税率が一、四％、制限税率が二、一％と法律で定められています。

農家の固定資産税は、昭和二十五年ごろにくらべると二倍近くにハネ上つています。

これは自治省が、固定資産の評価を引きあげるよう、市町村に指示したからで、評価の方法が法律によらず、役所の権限でどうにでもなるところに、問題点があるとされています。

ですから、農家の固定資産税は、一、二年分をまとめて、検印をうけられてもよいわけです。

水木さん　一年分まとめて納める方法もあるとか聞きましたが……

水木さん　一年分とは限りません二年分、三年分でも、又六十才までの分を全部でも前払いができます。前払いしますと年五分五厘の利率による複利計算によつて、割引されます。たとえば今年二十才の人が六十才になるまで四十年の間に、前納でない場合は、六三、〇〇〇円納めるようになり、これを一べんに前納すれば、二三、五四〇円だけ納めれば、六十才になれば年金がらえるわけです。

山川さん　保険料が納められないときはどうしますか。

水木さん　保険料免除のしくみがありますから役場へ申してご相談ください。

（国民年金だより）

国民年金問答

国民年金に加入した山川さんは役場の係員、水木さんに保険料についてきいてみました。

山川さん　いよいよ今月から保険料を納めることになりますね。

水木さん　手帳に印紙をはりつけますつそくですが、保険料は三十四才まで月百円、三十五才から月百五十円ときいていますが、どうして納めるのですか。

水木さん　役場では百円と百五十円の国民年金の専用印紙を売り出しますから、それを国民年金手帳にはりつけ、役場で検印を押していただくことになります。

山川さん　検印といいますと……

水木さん　手帳に印紙をはりつけただけでは納めたことになりません。そこで役場の確認のスタンプを押してもらつて、はじめて納めたことになるわけです。

山川さん　わざわざ役場まで検印を受けにいくのはめんどうですね

水木さん　そういう感じが一般的だと思います。

そこで部落会とか婦人団体などに集金をお願いしておき、役場から出張して検印するとか、新しく納入組織をつくるとか、なるべく皆さんが納めやすい方法をとる考えです。

山川さん　結局は自分のことですから。ところで検印は毎月うけることになりますか。

水木さん　毎月がめんどうなら一月、四月、七月、十月が納期限になつていますから、納期限までの三カ月分をまとめて、検印をうけられてもよいわけです。

水木さん　一年分まとめて納める方法もあるとか聞きましたが……

水木さん　一年分とは限りません二年分、三年分でも、又六十才までの分を全部でも前払いができます。前払いしますと年五分五厘の利率による複利計算によつて、割引されます。たとえば今年二十才の人が六十才になるまで四十年の間に、前納でない場合は、六三、〇〇〇円納めるようになり、これを一べんに前納すれば、二三、五四〇円だけ納めれば、六十才になれば年金がらえるわけです。

山川さん　保険料が納められないときはどうしますか。

水木さん　保険料免除のしくみがありますから役場へ申してご相談ください。

（国民年金だより）

農地の転用には許可証の標示がいります

農地等の不正転用を防止し、農地法の適正な運用をはかるためにこの四月一日から

農地転用許可証を転用地に標示することになりましたので、間違いのないようお願いします。

この許可証は

農地法第4条、第5条に定められている農地等の転用許可指令書発行と同時に、県農業会議から、市町村農業委員会を経て、転用許可を受けた者に交付せられます。

この許可証の交付にあたつては県農業会議は、一件につき手数料二〇〇円を徴収します。

標示しなければならない許可証は、横二〇センチ、縦三〇センチの木製で、転用許可を受けた者は転用目的の事業が終るまで、この標札を掲示しなければなりません

1 転用者住所氏名

2 許可年月日　昭和　年月日

3 許可番号　指令農地第〇〇号

4 許可農地　佐波郡徳地町大字〇〇字〇〇　第〇〇〇〇番地外〇筆第〇〇〇番地

5 転用目的

昭和　年　月　日交付

山口県農業会議　㊞

証期第〇〇号

農地転用許可証

山火事をなくしよう

春は山火事の多い季節です。

最近は新聞やラジオでごらんのように、あちこちで大きな家火事や山火事が起きております。

その原因を調べてみますと、いずれも人の不注意に基因する火事が、そのほとんどです。

徳地町はその面積の八割までが山林で、一度大山火事でも起りますと、その被害は莫大なものとなりましょう。

そこで、今月は山火事を起さないため、注意したいことがらを少し書いてみます。と

1 春先には、屋外でのたき火は絶対につつしみましょう。やむを得ない場合には、後住末を完全にし、かならず消火を確認してから立ち去りましょう。

2 屋内外を問わず「たばこ」の吸がらには絶対の注意を払うことが大切です。

3 焼畑かまや「すばい」焼きの場所は、少くともその周囲を十メートル程度は、土肥がでるぐらい清掃しておきましょう。

4 造林地の地ごしらえの際、火入をする場合、かならず町長の許可が必要ですが、許可を受けて火入する際でも、周囲の防火線は十分に切り、火は山の頂きの方から逐次焼き下すようにしてください。

また、風のある日はさけ、雨あがりの晴などを選んで火入するようにしてください。

自動車税（前期）の納期

四月三十日が日曜のため、五月一日が納期限です。

期限内にもよりの郵便局か、山口銀行支店、納税貯蓄組合員は準備預金の預入先へお納めください

（防府県税事務所だより）

町税の出張徴収場所

八坂地区で三カ所変る

町税の出張徴収場所のうち、八坂地区の三カ所が、つぎのとおり変りました。

引谷地区　―　大中才一氏宅に
船路地区　―　山根常治氏宅に
三谷地区　―　吉武忠夫氏宅に

なお、日時は変りありません。

春の道路愛護旬間

4月20～30日までの10日間、春の道路愛護旬間です。

私たちは生れたときから、道路の恩恵をこうむつて育つてきました。こうした点を考えれば、私たちの力で道路を守り育てたいものです。